

受検手続支援についてのお知らせです

受検手続支援の申込みが増加しており、試験実施機関への取次ぎまで14営業日ほど要しています。

試験実施機関への取次ぎ後、申請された監理団体等へ、取次ぎが完了した旨をメールにてお送りしていますが、**申請後14営業日を過ぎても取次ぎが完了した旨のメールが届かない場合、当機構へメールが届いていない可能性があるため、お手数ですが、必ずお電話にて確認をお願いします**（その際、申込み時に送信したメールの、送信日時、メールの件名、送信元メールアドレス、監理団体名等をお伝えください。）。

～ 受検手続の遅れを防ぐため、以下を厳守願います ～

① **受検申請連絡票（別添様式2）は2019年4月1日に変更した新様式で提出ください。**

新様式は、<https://www.otit.go.jp/files/user/190401-22.xls> からダウンロードできます。

「在留期限を踏まえた受検希望日となっていない」「該当の職種の試験を実施する受検予定機関となっていない」などの誤りが多発し、取次ぎ日数を要しています。

このため、**新様式は、プルダウンによる選択や自動入力等の設定により、入力誤りを防ぐようになっていますので、必ず新様式での提出をお願いします。**

② **在留期間の半分以上を過ぎる前までに受検手続支援を申し込んでください。**

- 1号実習生（1年目） 実習が修了する6か月前まで
- 2号実習生（2～3年目） 実習が修了する12か月前まで
- 3号実習生（4～5年目） 実習が修了する12か月前まで

受検手続支援の申込みが遅れると、在留期間終了の直前にしか試験日が設定できず、不合格となった場合に再受検が受けられなくなったり、場合によっては試験日が確保できず、そもそも**受検できなくなるおそれがあります**。必ず、上記期限までに申し込んでください。

外国人技能実習機構（OTIT）

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

TEL 03-6712-1974（受検手続支援窓口） FAX 03-6435-4130

機構HP：<http://www.otit.go.jp/>

メール jukenshien@otit.go.jp